

令和6年度南西部保健医療圏（朝霞保健所所管区域）

難病対策地域協議会議事録

- 1 日 時 令和7年2月6日（木）午後1時00分～午後2時30分
- 2 会 場 埼玉県朝霞保健所 2階 大会議室
- 3 出席者
【委員】 町田穰委員、根本光洋委員、菅田恵子委員、山根美江委員、廣田恭子委員、
瀬川理恵委員、齋藤武志委員、長谷川亜樹子委員、森山夏子委員、
井本大貴主任（米澤文希委員の代理）、及川美由記委員、高橋麻美委員、
長谷川由佳委員、曾我薫委員、金澤嘉子委員、遠藤眞由美委員、後藤克哉委員、
高市朋委員、田村彰之助委員、湯尾明委員、
欠席者： 根本かおり委員、西澤香代子委員、皆川友豪委員、名久井麻衣子委員、松澤直輝委員
【傍聴者】 なし
【事務局】 朝霞保健所
- 4 議 事
 - (1) 難病事業等について
 - (2) 災害時支援の取組状況について
 - (3) 災害を想定した避難訓練について
- 5 議事内容
 - (1) 難病事業等について
 - 事務局から、ア～ウを報告。
 - ア 朝霞保健所管内の受給者の状況
 - イ 朝霞保健所難病患者地域対策推進事業について
 - ウ 難病患者に対する災害対策について

【質疑応答】

(質疑) 実際に災害が起こった際は、「難病」という枠ではなく、医療的ケアが必要かどうかで分けられ、支援が行われる。医療的ケアがある方への災害対策というのは今現在どこまで進んでいるのか。

(応答) 保健所では指定難病の医療給付受給者を対象に支援をしているが、地域の中には難病患者ではないが医療的ケアが必要な方はたくさんいる。保健所が一緒に行っている難病患者への災害対策に関する取り組みは、地域づくりのきっかけと考えている。難病患者に限らず、医療的ケアが必要な方を含めた住民に対する地域の支援体制づくりへと発展させていただきたいという趣旨で研修会等を企画・開催している。

(質疑) 災害時個別避難計画・訓練について、自治体ではどのように動いているのか。

(応答)

朝霞市 : 難病患者に関しては難病患者見舞金の申請者を対象に支援を行っており、難病患者

数の把握はなし。18歳未満の医療的ケア児や身体障害者手帳を持っている方に関しては把握しており、災害時個別支援計画を立てはじめている。計画は主に医療的ケア児等コーディネーターに委託し作成を進めようとしている段階。避難訓練までは難しいと感じている。

志木市：難病患者見舞金申請者について把握あり。難病をきっかけとして身体障害者手帳を取得した方の相談を受ける中で災害対策に関する支援を行っている。

和光市：難病患者お見舞金申請ある方は把握。保健所に難病患者について情報提供をもらい、避難計画の策定について進めていきたい。

新座市：難病患者見舞金に関して廃止しているため、患者・家族や支援者から相談がない限り把握できていない。保健所との難病患者に関する情報連携に向けて調整している状況。災害時個別支援計画について計画様式を定めるところから始めており、2件モデルケースの選定をしている。

富士見市：見舞金申請がある方については把握。情報連携について3月に朝霞保健所と打ち合わせ予定。身体障害者手帳を持っており医療的ケアが必要な方について朝霞保健所が主導し個別避難計画を策定したケースが2つある。その後の市で個別に作成はできていない。

三芳町：要介護者で医療的ケアが必要な方を優先的にピックアップし、地区の民生委員・消防団・支援関係者と顔合わせをした。そこから個別支援計画を立てている。個別支援計画を立てているが、有事の際にそれが使えるかが課題。発災時、実際に支援が必要な人を助けることができるのは共助。地域住民が支援を必要としている人を知っていることが重要。地域の避難訓練にも参加してもらい、地域の人々と一緒に考える、地域づくりが必要。個別避難計画の作成をきっかけに地域の避難訓練に参加することを促していけたらと思う。

(質疑) 埼玉県在宅難病患者一時入院事業について。どのくらいの人が利用しているのか。受け入れ状況について。

(応答) 朝霞保健所管内での利用者はいないが、全体としての利用者数は増えている。

利用日数14日→56日間に増加。令和5年度利用者数(延べ)は45名。

(2) 災害時支援の取組状況について

○各委員から「在宅難病患者への災害時支援の取り組み状況」について報告

(アンケートにて挙げられた課題)

- ・災害時の安否確認の手段
- ・災害時の支援体制の構築
- ・平時からの連絡支援体制の構築(庁内、医療機関、医療機器メーカーなど)
- ・難病患者の把握
- ・避難訓練の計画、実施(対象を絞り、具体的に行う)

(3) 災害を想定した避難訓練について

○事務局より

来年度以降となるが、在宅難病患者の災害を想定した訓練の計画・実施に向けて取り組みたい。難病対策地域協議会の部会として、朝霞地区・東入間地区と分けて取組む等、

検討している。

【質疑応答・意見】

- (意見) 各市町の医師会代表者が集まるというのは調整が難しいのではないかと。ある程度訓練の詳細が決まった状態で医師会代表者に持ち掛けてくれば訓練は参加できると思う。
- (応答) 実際の患者で訓練を行うのか、事例を作るかでも状況が変わると想定される。詳細について検討していき方向性が決定次第、報告・相談をさせていただきたい。
- (質疑) 災害時個別避難計画の策定は努力義務ということであるが、努力義務ということは策定しなくても罰則等はないということか。
- (応答) 災害時個別支援計画の策定について、策定しないことによる罰則等はない。個別支援計画の策定にあたって、対象者の支援及び災害対策に関して、担当が様々な課にまたがっていることもありうまく進んでいない現状がある。保健所として各課のつなぎとして協力していけたらと考えている。
- (意見) 市が持っている情報、県が持っている情報がそれぞれ違うため、情報共有していくことが課題。今後連携できたらよい。
- (意見) 内閣府の「医療的ケアが必要な人と家族のための災害時対応ガイドブック」というものがある。災害対策の参考にしてみてもどうか。
- (意見) 一般財団法人日本民間公益活動連携機構の休眠預金を活用した地域活動の支援事業がある。申請して通れば財源の一つとして活用できないか。
- (意見) 朝霞保健所管内は広域であり、取り組み状況も自治体により異なる。まずは自治体単位で訓練の計画について考えて動くことがよいのではないかと。

○まとめ

今回は災害対策について各機関の取組や課題を共有できる機会となった。いつ、どこで、どのような災害が起きるかわからない中で、今、ここで災害が起きたらということを1人1人が考えていくことがとても大切。次期協議会では、今期までの取り組みをさらに前進できるよう、協議しながら進めていくことができると考えている。引き続き、課題解決に向けて、関係機関の皆様の御協力を賜りたい。

6 その他

7 閉会